

4 定期金に関する権利の評価（予定利率）

相続税法第 24 条及び第 25 条により定期金に関する権利を評価する場合の「予定利率」については、当該定期金給付契約に関する権利を取得した時における当該契約に係る「予定利率」をいうことを明らかにした。

（評基通 200-6＝新設）

○ 通達の概要

相続税法第 24 条により定期金給付事由が発生している定期金に関する権利を評価する場合及び同法第 25 条により定期金給付事由が発生していない定期金に関する権利（定期金給付契約に解約返戻金を支払う旨の定めがないもの）を評価する場合には、「予定利率」を用いることとなる。

この場合の「予定利率」は、その定期金給付契約に関する権利を取得した時におけるその契約に係る「予定利率」をいうことを明らかにした。したがって、「予定利率」が変動する場合には、その定期金給付契約に関する権利を取得した時におけるその契約に係る「予定利率」を用いることとなる。

また、「予定利率」については端数処理を行わず、その契約に係る予定利率をそのまま用いることを明らかにした。

（注）親族間等における定期金給付契約などで、解約返戻金の金額及び一時金の金額が欠ける場合であって、予定利率が明らかでないときは、基準年利率等の合理的な利率を用いて予定利率による金額を計算することが考えられる。